

渋川市監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月26日

渋川市監査委員 田 中 誠

渋川市監査委員 反 町 英 孝

工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による監査

2 監査の対象

工事名：古巻公民館駐車場整備工事

所管課：渋川市教育部中央公民館、建設交通部土木管理課

3 監査実施期間

令和7年9月1日から令和8年3月26日まで

4 監査の方法

監査の実施に当たっては、工事の設計、施工等が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、監督員による監督の状況は適切かを主眼として、あらかじめ提出を求めた設計図書、質問事項等の関係書類に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類の審査及び工事現場の実査を行った。

また、技術面については、公益社団法人大阪技術振興協会に業務を委託して実施した。

第2 工事の概要 【古巻公民館駐車場整備工事】

1 工事場所：渋川市八木原地内

2 工事内容：舗装工 A=3,063.9m²

：擁壁工 L=189.7m

：縁石工 L=26.4m

：防護柵工 L=125.6m

：区画線工 L=717.2m

：照明設備工 一式

：防災倉庫設置工 一式

3 入札方式：条件付き一般競争入札（事後審査方式）

4 工事請負者：株式会社 阿藤工務店

5 設計業者：北毛測量株式会社

6 工事監理：渋川市建設交通部土木管理課（自主監理）

7 工事費：設計金額 61,072,000円（消費税含む）

：予定価格 61,072,000円（消費税含む）

：請負金額 55,266,553円（消費税含む）

：請負率 90.49%（対予定価格）

：変更金額 56,320,000円（消費税含む）

- 8 工事期間：令和7年8月6日から令和8年2月25日まで
- 9 工事進捗状況：計画50.0% 実施55.0% (令和7年12月末日現在)
- 10 公告日：令和7年7月4日
- 11 入札日：令和7年7月30日
- 12 契約日：当初契約日 令和7年8月6日
：変更契約日 令和8年2月6日
- 13 前払金：22,106,000円
- 14 工事完成日：令和8年2月25日
- 15 工事完成検査日：令和8年3月4日
- 16 工事完成引渡日：令和8年3月4日

令和7年12月に建替工事が完了した古巻公民館に関連する駐車場等を整備する工事である。防災拠点となる施設でもあり駐車場に防災倉庫を設置する。

今回の工事監査は、現在進行中の工事に対する工事監理方法や施工状況について、計画、設計、積算、入札経過、施工管理、工事監理等に関して、書類審査、関係職員への聞き取り調査、現地調査を行った。

第3 監査の結果

公益社団法人大阪技術振興協会による設計書類審査及び現地調査により作成された「工事監査技術調査結果報告書」によると、当該工事に係る計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、検査等の各段階における技術的事項の実施状況については、特に指摘する事項はなく良好に工事が執行されていると判断された。

1 計画について

古巻公民館整備事業は、古巻地区における防災や子育て支援、行政機能等、様々な行政需要に対応するための地域の拠点となる新しい公民館を整備するため、現行の古巻公民館施設を建て替える事業である。新たな公民館には、これまでに無い収容人数400人のホールを増強したことから、古巻公民館駐車場整備工事は、これに見合う台数の車を停めることができる駐車場整備に向けた公民館本体の建設に伴い実施する工事で、民地を取得し整備をするもの。

(1) 協議・届け出

ア 関係する地域住民への周知

関係する住民に対して必要な事項は地域の回覧板にて周知を図っている。近接住民から本事業への要望、苦情等が出された際の個々の対応は、それぞれ個

別に協議して調整がなされている。

イ 電気事業者との協議

駐車場内に設置する照明灯具に必要とする電力線の引込について調整がなされ、駐車場外側の電柱で受電した後、地中に埋設した電流ケーブルで駐車場内にある照明柱の灯具に電力を供給することとしている。ケーブルは細長いシートの上に敷設され、将来、掘削の必要がある際にシートがケーブル位置の目印となりケーブルを切断することの防止を図っている。

ウ 土地の形質変更届出

3, 0 0 0 m²以上の土地の形質変更に伴う土壌汚染対策法第4条第1項による届出が適切にされている。

エ 建築基準法確認申請

防災倉庫（軽量鉄鋼ユニット構造）の計画通知が適切にされている。

オ 関連工事相互間の調整

関連工事は公民館本体の建設工事のみであり、必要の都度、工事関係者間で適切に調整されている。

(2) 当該工事についての予算と整合

必要な予算が確保され、その後の支出及び設計変更に伴う費用増減の管理が適切になされている。

(3) 工事施工の決裁手続

建設交通部土木管理課が起案して、関係各部課長、副市長及び市長の決裁が得られている。適切である。

2 設計について

(1) 事業目的に適合した設計

学習活動、集会、会議の他、講演会、コンサート等、事業目的に沿った多様な利用形態を可能とするよう、イベント開催時等の駐車台数の増加や送迎用に大型バスを利用すること等を考慮して、車止めブロックを設置しない等、駐車スペース全体を有効に利用できるよう配慮している。

また、身障者、高齢者への配慮として、段差をできるだけ無くすとともに、待ち合わせ場所としてゼブラマーキングした目立ちやすく安全なスペースを用意している。この他、公民館本体の建設工事としても、カーポートや身障者用駐車マスを設置し、バリアフリー化に努めている。

(2) 法令等に適合した設計

駐車場設置に関わる法令である駐車場法、バリアフリー法、人にやさしい福祉のまちづくり条例（群馬県）等に適合した設計としている。

(3) 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用

駐車場法、バリアフリー法、人にやさしい福祉のまちづくり条例（群馬県）等に準拠する基準類が整備されており、基準に基づいて、駐車場の構造（車路の幅、勾配）、設備（照明等）が設計されている。

(4) 現地の状況の設計への反映

隣接する民家からの要望を受けて対応する目隠しフェンス等の施設については、駐車場本体施設工事の進捗を見ないと、民家への影響が不明瞭で、住民からの要望内容が具体化しづらいと思われる。対応施設の設置については、用地境の擁壁には支柱を設置するため、箱抜きされた二次製品を使用し、協議完了後、施設の詳細が固まった段階で、支柱・本体を設置することとしている。柔軟で的確な対応である。

(5) 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書

設計図書は適正な内容である。

(6) 工期の設定

工期設定は積算基準に基づき的確になされており、工事は計画通りに進められている。

(7) コスト削減、省資源、省エネルギー、資材のリサイクル等、環境に配慮した設計

舗装の路盤材等は再生材を使用しており、コストの削減、環境負荷の軽減を図っている。

(8) 健康に留意した建設資材の使用

アスファルト合材を使用するため、夏期は熱中症に配慮した施工が求められるが、本工事は冬期施工であるため、対象外と考えられる。

(9) 維持管理が容易な設計

維持管理が特に必要となる施設はないが、舗装構成について、全体の厚さは変えずに、表層と基層の厚さの配分を、表層を厚くする方向で検討中であるとのことであった。表層を少し厚くすることは耐久性向上に効果的であると考えられる。

3 積算について

(1) 積算基準、積算資料等の整備及びその適用

群馬県積算基準及び標準歩掛を適用している。積算は工事担当課である土木管理課の担当者が積算し、同課の別の職員が照査を行うとともに、予定価格決裁時点で投げかけられる各種質問に対応する中でも精度が向上しているとのことである。

(2) 歩掛及び単価

群馬県基準に拠っていると同時に、適用に当たっては妥当性が吟味されてい

る。単価については、群馬県が独自に調査した群馬県基礎単価表及び建設物価、積算資料をもとに算出された単価を採用しており適正である。

(3) 数量及び金額

設計図をもとに数量、金額が算出され、十分な照査がなされているとともに、工事契約後は工事請負者による確認もなされているため、精度の高い数量、金額となっていると考えられる。

4 契約について

(1) 契約の方法及び手続

必要な承認が得られており、必要な書類も整備されている。入札の方法、事前準備事務、契約決定事務は適正に行われていることが確認された。

(2) 契約締結に伴う事前準備、契約締結事務

工事請負契約書、前払金保証書、工事履行保証保険証書等、関係書類が整備されており、事前準備、契約締結が適正になされていることが確認された。

5 施工について

以下の、担当者からの聞き取り、資料閲覧、現地調査から適正な施工、もしくは適切な措置が行われていることを確認した。

- (1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続
- (2) 工事施工計画・工程表の整備
- (3) 設計図書どおりの施工
- (4) 法令等を遵守した施工
- (5) 施工体制台帳の整備、監理技術者等の配置の適正
- (6) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類の整備
- (7) 各種検査、材料試験等は適正及び、記録の整備
- (8) 諸材料の出納及び保管の適正
- (9) 現場の安全管理
- (10) 現場周辺住民等への工事災害防止対策等
- (11) 工程管理及び品質管理
- (12) 工期変更、設計変更の理由・内容・時期の適切性
- (13) 工期が遅延した場合の措置
- (14) 関連工事との連絡調整
- (15) 環境に配慮した施工

6 総合所見

対象工事について、1 計画、2 設計、3 積算、4 契約、5 施工、を調査した結果、特に指摘する事項はなく適正に工事が執行されていると判断した。特に、民家が接近した用地境界の L 型式擁壁の施工に当たって、掘削のための仮設

のり面の安定性を確認しつつ、現地での判断により、安定確保できる範囲でのり勾配を立てて施工幅を確保し、工事が実施されており、本工事においては、注意深く、慎重な作業が求められる。

これまでの工事で事故は発生していない。竣工まで短い期間だと思われるが、事故を起こすことのないよう、引き続き、安全で品質の高い施工に努めていただきたい。